

社会性と好ましい人間関係の育成を目指して

交流教育の実践

養護教育課

一、交流教育のあゆみ

心身障害児の教育は、長い間個々の障害に応じた指導訓練にのみ関心が向けられ、心身に障害のない児童生徒との交流教育には、あまり目が向けられませんでした。

昭和四十四年、特殊教育総合研究調査協力者会議からの報告「特殊教育の基本的な施策のあり方について」の中で「心身障害児に対する教育は、その能力、特性等に応じて特別な教育的配慮のもとに行われるものであるが、普通児とともに生活し教育を受けることよって人間形成、社会適応、学習活動など種々の面において教育効果がさらに高められることにかんがみ、心身障害児の個々の状態に応じて、可能な

表1 昭和51年度からの交流教育指定校数
(平成元年7月現在)

	小学校	中学校	盲・聾・養護学校	計
県北	5	4	10	19
県中	8	10	17	35
県南	5	4	9	18
会津	4	4	8	16
南会津	0	0	0	0
相双	3	4	7	14
いわき	5	4	9	18
計	30	30	60	120

表2 平成元年度交流教育指定校

養護教育交流推進事業 (平成元年度)				
	指定校	実施期日・会場	参加学年	備考
交歓会	西郷養護 小学校(小学部)	10月3日	西郷養護 小学校全 学年	地域協力者(PTA 等)の参加
	米小 小学校	那須甲子少年自然の家	米小 小学校3・4年生	
合高野活動	西郷養護 中学校(中学部)	10月5日～6日	西郷養護 中学校全 学年	
	川谷中 中学校	郡山少年自然の家	川谷中 中学校2年生	

心身障害児理解推進校 (平成元年度～2年度)

○指定校と協力校

(指定校) (協力校)
 いわき市立平第四小学校 — 県立平養護学校
 河東町立河東中学校 — 県立猪苗代養護学校

限り普通児とともに教育を受ける機会を多くし、普通児の教育からことさら遊離しないようにする必要がある。」と述べられ、交流教育の必要が強調されるようになりました。

その後昭和五十四年の言・聾・養護学校の学習指導要領に、「児童又は生徒の経験を広め、社会性を養い、好ましい人間関係を育てるため、学校の教育活動全体を通じて、小学校の児童又は中学校、高等学校の生徒及び地域の人々との活動を共にする機会を積極的に設けること。」と述べられ、初めて交流教育の必要性が示されました。ま

た同年七月六日に文部事務次官より小学校、中学校及び高等学校においてもこの趣旨を十分理解し、適切な教育活動が展開されるよう格段の配慮を要請する通知が出されました。更に、小学校、中学校の児童生徒に心身障害児に対する正しい理解と認識を深めさせるための指導の在り方について研究を行う心身障害児理解推進校の指定事業を始めたのもこの年でした。

なお、福島県教育委員会においても、昭和五十四年度から県単事業として、養護教育交流推進事業を開始しました。これまでの文部省及び県教育委員会の

指定校は延べにして百二十校に及んでいます(表1参照)。平成元年度の交流教育指定校は表2に示したとおりです。

二、交流教育の意義

心身障害児は、その障害の種類や程度等によって発達の遅れや偏りがあったり、二次的障害としての人格形成上のつまづきがあったりするため、その教育は、特別な配慮のもとに行う必要があります。しかし、一方